

平成22年度島根県公立高等学校入学者選抜
学力検査等追検査実施要項

島根県教育委員会
松江市教育委員会

平成22年度島根県公立高等学校入学者選抜について、今般の新型インフルエンザの流行状況を踏まえ、今年度のみの対応として、インフルエンザのために受検できなかった者を対象に追検査を実施する。

1 追検査対象者

平成22年度島根県公立高等学校入学者選抜の一般選抜に出願した者で、検査当日、インフルエンザ若しくはインフルエンザの疑いのある症状があり、学力検査等の全部又は一部が受検できなかった者

2 検査問題

検査問題は県教育委員会及び松江市教育委員会において作成し、実施教科及び出題方針は3月9日（火）に実施する学力検査（以下「本検査」という。）と同様とする。

3 実施期日及び教科

実施期日は、原則として平成22年3月16日（火）のみとし、実施教科及び時程は本検査と同様とする。

4 学力検査場

本検査の学力検査場と同じ高等学校とする。

5 面接等の扱い

面接等がある場合は、第1志望、第2志望ともに、学力検査後に実施する。なお、その際は、原則として学力検査場となった高等学校において実施する。また、第2志望校の面接等の追検査のみを受検する者については、第2志望校において実施する。

6 追検査受検願及び追検査受検料

(1) 追検査を受けようとする者は、以下の書類各一部を、在籍又は出身の中学校長に提出する。

- ・本検査の受検票
- ・追検査受検願（様式Ⅰ）
- ・医師の診断書

(2) 追検査受検料は徴収しない。

7 出願手続き

- (1) 学力検査前日までに受検できない者がいることが判明している場合、中学校長は事前に電話等で、第1志望先高等学校長に連絡する。ただし、隠岐郡に係る特別措置を願い出た者（以下「特別措置者」という。）の場合については、学力検査場となった高等学校長に連絡する。
- (2) 学力検査等の当日に受検できない者が出たことが判明した場合、中学校長は当日9時までに電話等で、第1志望先高等学校長に連絡する。ただし、特別措置者の場合については、学力検査場となった高等学校長に連絡する。
- (3) 学力検査又は面接等の途中で受検できない者が出た場合は、学力検査場の校長は、在籍中学校長に連絡し、事後の対応について指示をする。
- (4) 中学校長は、第1志望先高等学校長（特別措置者については、学力検査場となった高等学校長）に受検票、追検査受検願（様式Ⅰ）、医師の診断書各1部及び追検査受検者名簿（様式Ⅱ）3部（特別措置者については4部）を、第2志望先高等学校長に受検票、追検査受検願（様式Ⅰ）、医師の診断書（写し）各1部及び追検査受検者一覧表（様式Ⅲ）2部を、3月11日(木)10時までに提出する。
- (5) 受検を許可した高等学校長は、次の①、②の書類を、中学校長に3月15日（月）17時までに返送する。
 - ①第1志望先高等学校が、追検査受検者名簿（様式Ⅱ）の※欄に必要事項を記入したもの。
 - ②第2志望先高等学校が、追検査受検者一覧表（様式Ⅲ）の※欄に必要事項を記入したもの。※受検票について
受検票にすでに記載されている受検番号を二重線で消した後に公印を押印し、新しい受検番号を記入する。なお、この受検票は、追検査受検当日に受検者本人に手渡す。ただし、第2志望校で面接等を課さない高校は、中学校長あてに郵送する。
- (6) 特別措置者については、学力検査場となった高等学校長は、上記(5)の手続きをするとともに、追検査受検願（様式Ⅰ）、医師の診断書、追検査受検者名簿（様式Ⅱ）1部をすみやかに第1志望先高等学校長に送付する。

8 その他

- (1) 学力検査の一部が受検できず、追検査を受検する者については、本検査における成績を全部無効とし、追検査の全教科を受検する。
- (2) 学力検査又は面接等の一方しか受検できなかった者については、受検できなかった方のみ追検査を受検する。